住所　東京都品川区西品川２丁目２番27号
金裕敏　昭和44年７月23生
住所　千葉県佐倉市王子台１丁目７番地14
金妍姫　昭和49年６月12日生
住所　名古屋市守山区小幡太田２番31号
延定昊　昭和58年８月９日生
住所　名古屋市港区小碓４丁目541番地
鄭由佳　昭和50年４月20日生
住所　名古屋市緑区作の山町182番地１
屈玉梅　昭和40年２月22日生
高乾　昭和63年７月11日生
住所　山形県南陽市長岡564番地１
金鍾秀　昭和16年７月19日生
金トシ子　昭和18年１月15日生
金直美　昭和49年４月25日生
住所　山形県南陽市長岡583番地１
金利春　昭和25年１月６日生
住所　東京都荒川区東日暮里６丁目34番４号
文惠美　平成元年５月11日生
住所　東京都練馬区石神井台４丁目14番23―309号
李清剛　昭和42年５月５日生
郭貴淑　昭和41年２月15日生
李見裕　平成７年11月４日生
李有伽　平成10年７月15日生
住所　東京都世田谷区代沢２丁目６番５号
崔亮希　昭和54年３月12日生

○外務省告示第四百十六号

平成二十二年八月三十日にパリで、国際連合教育科学文化機関の賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター（第二区分）の日本国における設立に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十二年九月十五日

外務大臣　岡田　克也

（訳文）

国際連合教育科学文化機関の賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター（第二区分）の日本国における設立に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定

日本国政府（以下「政府」という。）及び国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）は、

二千三年のユネスコの総会の第三十二回会期において採択され、二千六年に効力を生じた無形文化遺産の保護に関する条約（以下「二千三年条約」という。）を考慮し、

さらに、二千六年に日本国において海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律が公布されたことを考慮し、

ユネスコの賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター（以下「センター」という。）の日本国における設立のための条件を定めることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　設立

政府は、日本国の法令の範囲内で、二千十一年中に、この協定の定めるところにより、センターを日本国において設立するために必要な適当な措置をとることに同意する。

第二条　参加

1　センターは、無形文化遺産の保護についての共通の関心に基づいてセンターとの協力を希望するユネスコの加盟国及び準加盟国の利用に供される。

2　センターの活動への参加を希望するユネスコの加盟国は、この協定に基づき、参加を希望する旨の通告をユネスコの事務局長に送付することができる。同事務局長は、センター及び当該ユネスコの加盟国に対し当該通告を受領した旨を通報する。

第三条　法的地位

センターは、日本国の独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）の不可分の一部を成す。機構は、日本国の法令に従い、その任務の遂行に必要な法人格及び法律上の能力（センターの活動に関連して、契約を締結し、動産及び不動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を含む。）を有する。

第四条　目的及び任務

1　センターの目的は、次のとおりとする。

(a)　二千三年条約を普及させ、及びアジア太平洋地域におけるその実施を促進すること。

(b)　二千三年条約第二条3に規定する無形文化遺産の保護のための手段としての調査研究を発展させ、及び結集させつつ、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護を強化すること。

(c)　アジア太平洋地域において、二千三年条約第十三条(c)に規定する学術的、技術的及び芸術的な研究並びに調査の方法を促進し、調整し、及び発展させること。

2　センターの任務は、1に規定する目的を達成するため、次のとおりとする。

(a)　日本国及びアジア太平洋地域の大学、研究機関、地域社会の代表者その他政府機関及び非政府機関と協力しつつ、危険にさらされている種々の無形文化遺産であってアジア太平洋地域に存在するものの保護に関する実践及び方法について調査研究を推進し、及び調整すること。

(b)　開発途上国に特別の注意を払いつつ、アジア太平洋地域の国による二千三年条約第十一条から第十四条までに規定する措置の実施について、調査研究の観点から援助すること。

(c)　無形文化遺産を保護するための有用な構成要素としての調査研究の役割並びに関連する実践及び方法に焦点を合わせた研修会及びセミナーであって、アジア太平洋地域からの専門家、地域社会の代表者及び行政官が参加するものを開催すること。

(d)　無形文化遺産の保護に関連する調査研究活動に従事するアジア太平洋地域の若手研究者を奨励し、及び援助すること。

(e)　無形文化遺産の保護の分野で活動しているアジア太平洋地域の内外の他の第二区分のセンター又は機関と協力すること。

(f)　アジア太平洋地域において、開発途上国に対する技術的な援助を推進しつつ、無形文化遺産の保護の分野で活動している他のすべての関係機関の間における協力を開始すること。

第五条　運営理事会

1　センターの運営理事会を設置する。

運営理事会は、定期的に更新されるものとし、次の者により構成する。

(a)　機構の理事長（議長とする。）

(b)　政府の代表者又は当該代表者が任命する代理

(c)　日本ユネスコ国内委員会の代表者

(d)　ユネスコの他の加盟国（三箇国を限度とする。）が、第二条2の規定に従いユネスコの事務局長に通告を送付し、かつ、運営理事会に自国の一名の代表者を出すことに関心を表明した場合には、当該代表者

(e)　日本国の大学、研究機関及び地方公共団体の代表者。ただし、三人を限度とする。

(f)　ユネスコの事務局長の代理

3　運営理事会は、次のことを行う。

(a)　4の規定に従うことを条件として、センターの所長が提出するセンターの長期及び中期の計画を審査し、及び採択すること。

(b)　4の規定に従うことを条件として、センターの所長が提出するセンターの事業計画案及び予算案を審査し、及び採択すること。

(c)　センターの所長が提出するセンターの活動に関する報告書を審査すること。

(d)　機構に関連する法令上の枠組みに基づき、センターにおける必要な内部規則を作成し、及び採択すること。

(e)　他の関係機関によるセンターの活動への参加について決定すること。

4　センターの長期及び中期の計画、事業計画並びに予算は、機構に関連する法令上の要件を満たすものとする。

5　運営理事会は、定期的に、かつ、少なくとも日本国の二会計年度に一回、通常会期として会合する。同理事会は、同理事会の議長の発意により又はユネスコの事務局長の要請若しくは同理事会の構成員の過半数の要請により同理事会の議長が招集する場合には、臨時会期として会合する。

6　運営理事会は、会期と会期との間のセンターの効果的な運営を確保するため、常設の執行委員会に同理事会が必要と認める任務を委任することができる。執行委員会の構成員は、同理事会が決定する。

7　運営理事会は、その手続規則を採択する。同理事会の第一回会合のための手続は、政府がユネスコと協議の上定める。

第六条　職員

1　センターは、センターの所長及びセンターの適切な運営のために必要な職員で構成する。当該職員には、一時的に派遣され、及びセンターにあっせんされるユネスコの職員を含むことができる。

2　センターの所長は、運営理事会の議長がユネスコの事務局長と協議の上任命する。

3　センターのその他の職員は、センターの所長の指名に基づき、運営理事会の議長が任命する。